

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 26 年 3 月 28 日 (金) 号外第 4 5 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 企業局管	鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程 (1) (経営企画課) 2
理規程	企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (2) (〃) 60

企業局管理規程

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第 1 号

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程

第 1 条 鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 3 章 略</p> <p>第 4 章 物品会計</p> <p style="padding-left: 20px;">第 1 節～第 4 節 略</p> <p><u>第 4 章の 2 たな卸資産（第47条－第48条の 2）</u></p> <p>第 5 章 略</p> <p>第 6 章 予算（<u>第58条の 3</u>－第61条）</p> <p>第 7 章～第 9 章 略</p> <p>附則</p> <p>（収納事務）</p> <p>第31条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 出納員は、前項の規定により収納記録磁気テープ等の提出があったときは、領収済証明書を交付しないことについてあらかじめ納入者の承諾を得たときを除き、当該収納記録磁気テープ等に係る納入金について、領収済証明書を納入者に交付しなければならない。</p> <p>（亡失又は損傷）</p> <p>第46条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第 4 章の 2 たな卸資産</u></p> <p>（たな卸明細表及びたな卸過不足明細表）</p> <p>第48条 略</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 3 章 略</p> <p>第 4 章 物品会計</p> <p style="padding-left: 20px;">第 1 節～第 4 節 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>第 5 節 たな卸（第47条・第48条）</u></p> <p>第 5 章 略</p> <p>第 6 章 予算（<u>第59条</u>－第61条）</p> <p>第 7 章～第 9 章 略</p> <p>附則</p> <p>（収納事務）</p> <p>第31条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 出納員は、前項の規定により収納記録磁気テープ等の提出があったときは、領収済証明書を交付しないことについてあらかじめ納入者の承諾を得たときを除き、当該収納記録磁気テープ等に係る納入金について、領収済証明書（<u>第24号様式の 3</u>）を納入者に交付しなければならない。</p> <p>（亡失又は損傷）</p> <p>第46条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 節 たな卸</u></p> <p>（たな卸明細表及びたな卸過不足明細表）</p> <p>第48条 略</p>

<p>(たな卸資産の評価)</p> <p><u>第48条の2 たな卸資産の事業年度の末日における時価が帳簿価額を下回るときは、短期間に消費されるべきたな卸資産を除き、当該時価を帳簿価額としなければならない。</u></p> <p><u>2 たな卸資産のうち販売用土地の時価は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号）第4条第2項各号に掲げる方法により算定するものとする。</u></p> <p>(取得の価額)</p> <p>第51条 固定資産の取得価額は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前各号以外にあっては、<u>公正な評価額</u></p> <p>第6章 予算</p>	<p>(取得の価額)</p> <p>第51条 固定資産の取得価額は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前各号以外にあっては、<u>適正な見積による額</u></p> <p>第6章 予算</p>
<p>(予定キャッシュ・フロー計算書の作成方法)</p> <p><u>第58条の3 政令第17条の2第1項第2号の予定キャッシュ・フロー計算書の作成については、間接法によるものとする。</u></p> <p>第62条 局の出納員は、事業年度の期末決算のため次に掲げる手続により、振替帳票を作成して修正記入をしなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>繰延収益の償却</u></p> <p>(4) <u>資産の評価</u></p> <p>(5) <u>引当金の計上</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(決算資料)</p> <p>第64条 局の出納員は、前条の規定による各勘定の締切を行ったときは、決算に必要な資料を作成し、5月20日までに知事に提出しなければならない。<u>この場合において、政令第23条に規定するキャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。</u></p> <p>(経理状況報告資料の提出)</p> <p>第64条の3 略</p>	<p>第62条 局の出納員は、事業年度の期末決算のため次に掲げる手続により、振替帳票を作成して修正記入をしなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>繰延勘定の償却</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(決算資料)</p> <p>第64条 局の出納員は、前条の規定による各勘定の締切を行ったときは、決算に必要な資料を作成し、5月20日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>(経理状況報告資料の提出)</p> <p>第64条の3 略</p>

<p>(報告セグメント)</p> <p>第64条の4 規則第40条第1項に規定する報告セグメントの区分は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th style="width: 30%;">事業名</th> <th>区分</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">鳥取県営電気事業</td> <td>水力発電事業</td> </tr> <tr> <td>風力発電事業</td> </tr> <tr> <td>太陽光発電事業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鳥取県営工業用水道事業</td> <td>鳥取地区工業用水道事業</td> </tr> <tr> <td>日野川工業用水道事業</td> </tr> </table> <p>(書類等の様式)</p> <p>第66条 この企業管理規程による帳簿、帳票、その他書類の様式は次の各号に掲げるところによるものとする。ただし、必要に応じ所要の項目を加え、又は削除することができる。</p> <p>(1)～(24)の2 略</p> <p>(24)の3 <u>領収済証明書</u> 第24号様式の3</p> <p>(25)～(37) 略</p> <p>2 前項各号に掲げられていない書類の様式は、局長が別に定めるものとする。</p> <p>第7号様式(第21条、第66条関係)</p> <div style="text-align: center;"> <p><u>支払通知書</u></p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40px;">年度</td> <td style="width: 40px;">会計</td> </tr> </table> <p>年 月 日</p> <p>債権者 様</p> <p style="margin-top: 20px;">所在地 <u>鳥取市東町一丁目271</u> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">鳥取県企業局企業出納員 出納員印</td> </tr> </table></p> <p>本書のとおり支払手続きをとりましたので同封の小切手を支払銀行へ持参してお受け取りください。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;"></div> <p>(注) 略</p> </div>	事業名	区分	鳥取県営電気事業	水力発電事業	風力発電事業	太陽光発電事業	鳥取県営工業用水道事業	鳥取地区工業用水道事業	日野川工業用水道事業	年度	会計	鳥取県企業局企業出納員 出納員印	<p>(書類等の様式)</p> <p>第66条 この企業管理規程による帳簿、帳票、その他書類の様式は次の各号に掲げるところによるものとし、同各号に掲げられていないものは局長が別に定めるものとする。</p> <p>(1)～(24)の2 略</p> <p>(25)～(37) 略</p> <p>第7号様式(第21条、第66条関係)</p> <div style="text-align: center;"> <p><u>支払通知書</u></p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40px;">年度</td> <td style="width: 40px;">会計</td> </tr> </table> <p>年 月 日</p> <p>債権者 様</p> <p style="margin-top: 20px;">所在地 <u>鳥取市東町1丁目220</u> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">鳥取県企業局企業出納員 出納員印</td> </tr> </table></p> <p>本書のとおり支払手続きをとりましたので同封の小切手を支払銀行へ持参してお受け取りください。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;"></div> <p>(注) 略</p> </div>	年度	会計	鳥取県企業局企業出納員 出納員印
事業名	区分															
鳥取県営電気事業	水力発電事業															
	風力発電事業															
	太陽光発電事業															
鳥取県営工業用水道事業	鳥取地区工業用水道事業															
	日野川工業用水道事業															
年度	会計															
鳥取県企業局企業出納員 出納員印																
年度	会計															
鳥取県企業局企業出納員 出納員印																

第2条 鳥取県企業局財務規程の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

鳥取県営電気事業勘定科目

資産の部

1 固定資産

科目	款	項	目	節	備考
固定資産					
I (電気事					電気事業の用に供する固定

業 固 定 資 産)	水 力 発 電 設 備	(何) 発 電 所	土地		資産を整理する。
			水 源 かん 養 林		土地の取得に関して要した 買収代及び整地費（建物又 は構築物に直接関係のある ものを除く。）、登録免許 税、周旋料、消耗品費等の 諸経費を整理する。 水源かん養林の取得に関し て要した買収代及び土地の 取得に要する諸経費並びに 植林費を整理する。
			建 物		建物の取得に関して要した 工事費（基礎工事費及び附 属施設工事費を含む。）、 人夫賃、消耗品費、登録免 許税、周旋料等を整理す る。
			(構 築 物)	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造	鉄骨鉄筋コンクリート造を 含む。
			水 路	れんが造	鉄骨造、石造、ブロック造 及び土蔵造を含む。
				木 造	木骨モルタル造を含む。
					基礎工事費、運搬費、据付 費、消耗品費その他の諸経 費を含む。
				えん堤	貯水池又は調整池に属する ものを除く。
				取 水 口	
				導 水 路	
				沈 砂 池	
				水 槽	
				水 圧 管 路	水圧管附属バルブ及びパイ プ類を含む。
				放 水 路	
				雑 工 事	水路の建設に伴う道路付替 費用等で本目の他の節に該 当しないものを整理する。
			(構 築 物)		
			貯 水 池 (又		

		は調整池)		
		えん堤		「水路」に整理されるものを除く。
		雑工事		「水路」の同節に準ずる。
	機械装置	水車		所内用水車及び励磁器用水車を含む。
		発電機		所内用発電機を含む。
		主要変圧器		
		配電盤開閉装置		母線ケーブル及び所内用配電盤開閉装置を含む。
		屋外鉄構		
		諸機械装置		発電所全般の用に充てる発電所内又は周辺の機械装置等（所内用変圧器を含む。）であって、上記の各節に該当しないものを整理する。
				基礎工事費、運搬費、据付費、消耗品費その他の諸経費を含む。
	諸装置	基礎		機械装置のため特に施設した基礎を整理する。ただし、建物の基礎と区分し難いものは「建物」に整理する。
		電信電灯電力装置		
		運材装置		木材を運搬するための装置を整理する。
				「えん堤」に整理されるものを除く。
		修繕試験装置		
		雑装置		本目の他の節に該当しないものを整理する。
	備品	工具		
		器具及び備品		
		車両及び船舶		
	リース資産			ファイナンス・リース取引の目的となっている借入資

			<p>リース資産 減価償却累 計額 無形固定資 産 総係費</p>	<p>測量監督費 仮設備費 補償費 建設中利子 建設分担関 連費 雑係</p> <p>普通償却累 計額（貸 方） 特別償却累 計額（貸 方）</p>	<p>産を整理する。 契約の諸条件に照らして物 件の所有権が借主に移転す ると認められないもの及び 通常費用処理する資産又は リース期間が1年以内のも のを除く。 「無形固定資産」に整理さ れるものを除く。</p> <p>種類別に節に整理する。</p> <p>建設のために要した測量及 び監督費、仮設備に要した 費用その他「水力発電設 備」に関する諸経費で2以 上の目に関連してそれぞれ の目に区分し難いものを整 理する。 工事中の災害に伴う損失、 残材料の庫入差額、補償費 等を含む。 建設仮勘定から振り替えら れたときの総係費を各節に 区分して記録しておくもの とする。</p> <p>「水力発電設備」を他と共</p>
			<p>減価償却累 計額（貸 方）</p> <p>（共有○</p>		

	<p>風力発電設備</p>	<p>(何) 発電所</p>	<p>○)</p> <p>建物</p> <p>構築物</p> <p>機械装置</p> <p>諸装置</p> <p>備品</p> <p>リース資産</p> <p>リース資産 減価償却累 計額</p> <p>無形固定資 産</p> <p>減価償却累</p>	<p>(共有者持 分額) (貸 方)</p> <p>鉄筋コンク リート造</p> <p>風車 発電機 主要変圧器 配電盤開閉 装置 受電設備 自動制御装 置 タワー設備 その他機械 装置</p> <p>電信電灯電 力装置 運材装置 その他装置</p> <p>工具 器具及び備 品</p>	<p>有する場合は、当該設備に 該当する目及び節に共有と 冠して整理するものとし、 共有の相手方の持分額を貸 方に計上する。</p> <p>「水力発電設備」の款に準 ずる。</p> <p>「水力発電設備」の同目に 準ずる。</p>
--	---------------	----------------	--	---	---

		(何) 送電線路		線路別に整理する。ただし、2以上の送電線路に所属するものについては、いずれか主たる送電線路に含めて整理する。
		土地		「水力発電設備」の同目に準ずる。
		建物		「水力発電設備」の同目及び節に準ずる。
		構築物	架空電線路	電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）の同項に準じて整理する。
		機械装置	地中電線路	電気事業会計規則の同項に準じて整理する。
			保安開閉装置	電気事業会計規則の同項に準じて整理する。
		備品	保安通信装置	電気事業会計規則の同項に準じて整理する。
			リース資産	「水力発電設備」の同目及び節に準ずる。
		リース資産		「水力発電設備」の同目に準ずる。
		減価償却累計額		
		無形固定資産		種類別に節に整理する。
		総係費		「水力発電設備」の同目及び節に準ずる。
		減価償却累計額（貸方）		
		業務設備	本局（又は何所）	
		土地		「水力発電設備」の同目に準ずる。
		建物		「水力発電設備」の同目及び節に準ずる。
		構築物		電気事業会計規則の「独立電話線路」、「添加電話線」及び「空中線施設」を整理する。

<p>II (附 帯 事 業 固 定 資 産)</p>	<p>(何)</p>	<p>(何)</p>	<p>機械装置 備品 リース資産 リース資産 減価償却累 計額 無形固定資 産 総係費 減価償却累 計額(貸 方)</p>		<p>電気事業会計規則の「通信 機械装置」及び「諸装置」 を整理する。 「水力発電設備」の同目及 び節に準ずる。 「水力発電設備」の同目に 準ずる。 種類別に節に整理する。 「水力発電設備」の同目及 び節に準ずる。 附帯事業の用に供する固定 資産を整理する。</p>
<p>III (事 業 外 固 定 資 産)</p>	<p>(何)</p>	<p>(何)</p>			<p>電気事業又は附帯事業のい ずれの用にも供されないこ とが確定した固定資産(除 却仮勘定又は貯蔵品勘定へ 振り替えられないものを含 む。)を整理する。</p>
<p>IV (固 定 資 産 仮 勘 定)</p>	<p>建設仮勘定 建設準備勘 定 除却仮勘定</p>	<p>(何) (何) (何)</p>			<p>「電気事業固定資産」の目 及び節に準じて整理する。 工事件名別に整理する。 地点別又は工事別に整理す る。 「建設仮勘定」に準じて整 理する。</p>

2 投資その他の資産

科目	款	項	目	節	備考
投資その他 の資産					

	投資有価証券 出資金 長期貸付金 貸倒引当金 基金 長期前払消費税 その他投資 減価償却累計額	株式 社債 電話公債 地方債 受益証券 他会計長期貸付金 その他長期貸付金 減債基金 その他特定基金 (何)	長期投資の目的をもって所有する有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条に規定する有価証券並びに払込金領収証及び申込金領収証をいう。）をいう。 契約期間1ケ年を超える貸付金をいう。 減債基金として保有する資産をいう。口別に整理する。 積立金、預り金等に対応して保有する資産及びこれに準ずるものをいう。目的別に整理する。 「投資及びその他の資産」のうち上記科目に該当しないものをいう。預金及び返還される権利金等で契約期間1ケ年を超えるものを含む。
--	--	---	---

3 流動資産

科目	款	項	目	節	備考
流動資産	現金・預金	現金			支払の確実な小切手、官庁支払通知書等で割引なくし

		預金			て現金に引換え得るものを含む。 契約期間が1年を超えるものを除く、預金種別で預け先別に整理する。
	特定資金	(何) 特定資金	(何) 預金	(何) 銀行	用途を限定された現金及び預金をいう。 用途別に区分し、預金種別で預け先別に整理する。
	未収金	営業未収金	(何) 預金	(何) 銀行	
		営業外未収金	電力料 営業雑収益		「営業収益」の各科目に係る未収金をいう。
		その他未収金	受取配当金 受取利息 基金収益 その他営業外収益		財務収益「附帯事業収益」及び「事業外収益」の各科目に係る未収金をいう。
	貸倒引当金 有価証券		諸売却代 雑口		「附帯事業収益」及び「事業外収益」に係るものをいう。
		有価証券	株式 社債 (何)		一時の投資の目的をもって所有する市場性のある有価証券をいう。
	受取手形 貸倒引当金 貯蔵品	(何)	一般貯蔵品		類別に節を区分して整理する。

	短期貸付金 貸倒引当金 前払費用 前払金 未収収益 貸倒引当金 その他流動 資産	短期貸付金 前払費用 前渡資金 概算金 前払金 (何)	特殊品 一般短期貸 付金 他会計貸付 金 賃借料 未経過保険 料 支払利息 その他前払 費用 物品代 雑口 旅費 雑口 請負代 雑口	大容量の発電機、変圧器等 で用途の特定されたものを いう。 契約期間の1ケ年以内の貸 付金をいう。 当期以前に支払った費用で 次期以降に属するものをい う。 物品代等で前払したものを いう。 流動資産のうち上記各科目 に該当しないものをいう。 返還される権利金等で契約 期間1ケ年以内のものを含 む。
--	---	--	--	--

負債の部

4 固定負債

科目	款	項	目	節	備考
固定負債	企業債	建設改良費			

	他会計借入金	等の財源に充てるための企業債 その他の企業債			
	リース債務	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金			ファイナンス・リース取引におけるもののうち、期限が1年を超えた後に到来するものを整理する。
	引当金	退職給付引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 その他引当金			簡便法により計上する。
	その他固定負債				上記の各科目に該当しないものをいう。返還される権利金等で、契約期間1ケ年を超えるものをいう。

5 流動負債

科目	款	項	目	節	備考
流動負債	リース債務				ファイナンス・リース取引におけるもののうち、期限が1年以内に到来するものを整理する。
	一時借入金				契約期間が1ケ年以内の借入金をいう。
	企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他の企			

他会計借入金	業債			
	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金			
未払金	(何)	貯蔵品代 建設改良請負代 建設改良物品代 建設改良諸口 雑口		資本的支出の未払金をいう。 建設改良工事に伴う請負代で未払のものをいう。
未払費用	(何)	請負代 物品代 給料手当 支払利息 雑口		収益的支出の未払金をいう。 修繕工事に伴う請負代で未払のものをいう。 種別、支払期別に整理する。
預り金	(何)	源泉徴収税 社会保険料 国庫納金 県吏員等恩給納付金 雑保証金 その他預り金		他から預った現金等に係る債務をいう。
前受金	(何)	営業前受金		他から前受した金をいう。 「営業収益」の各科目に係

	前受収益		営業外前受金		る前受額をいう。 「財務収益」「附帯事業収益」「事業外収益」の各科目に係る前受額をいう。 次期以降に対する収益をいう。
	引当金	退職給付引当金 賞与引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 その他引当金			簡便法により計上する。
	その他流動負債		その他前受金		流動負債のうち上記の各科目に該当しないものをいう。

6 繰延収益

科目	款	項	目	節	備考
繰延収益	長期前受金 長期前受金 収益化累計額				

資本の部

7 資本金

科目	款	項	目	節	備考
資本金	資本金				

8 剰余金

科目	款	項	目	節	備考
剰余金	資本剰余金 利益剰余金	再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 その他資本剰余金 減債積立金	資本金への組方額（借方）		

	利益積立金 (何)積立 金 当年度未処 分利益剰余 金 (当年度未 処理欠損金 (借方))	欠損てん補 額(借方)	
		繰越利益剰 余金年度末 残高 (繰越欠損 金年度末残 高(借 方)) 当年度純利 益 (当年度純 損失(借 方))	

収益の部

9 収益

款	項	目	節	細節	備考
電気事業収 益	営業収益	電力料	水力発電電 力料		
			風力発電電 力料		
		太陽光発電 電力料			
	財務収益	営業雑収益	供給雑収		「電力料」に該当しない収 益で電気事業の運営に伴っ て通常発生するものを整理 する。 電気の供給に直接関係のあ る雑収益を整理する。 公舎使用料、造林収益その 他電気の供給に直接に関係 のない雑収益を整理する。
その他営業 雑収益					

		受取配当金 受取利息			
			有価証券利息 貸付金利息 預金利息 雑利息		
		基金収益	減債基金収益 その他特定基金収益		
	附帯事業収益				「附帯事業費用」に対応する収益について事業毎に目節細節を設けて整理する。 「営業収益」、「財務収益」及び「附帯事業収益」の各項に該当しない収益を整理する。
	事業外収益				
		長期前受金 戻入 雑収益	固定資産売却益 有価証券売却益 事業外固定資産管理収益 不用品売却益 その他雑収益		「固定資産売却益」に該当するものを除く。
	特別利益	消費税還付金			
		固定資産売却益 過年度損益 修正益その他特別利益			1件100万円以上のものを整理する。

費用の部

10 費用

款	項	目	節	細節	備考
---	---	---	---	----	----

電気事業費用	営業費用	(何) 水力 発電費	給料 手当	管理職手当 初任給調整 手当 扶養手当 通勤手当 特殊勤務手 当 時間外勤務 手当 期末手当 勤勉手当	定数内職員の本俸額 定数内職員の手当額
			給料手当振 替額(貸 方) 退職給付費	実支払額 引当額	休日勤務手当及び夜間勤務 手当を含む。
			法定福利費	職員共済組 合費 労災保険料	共済組合負担金を整理す る。 地方公務員災害補償法(昭 和42年法律第121号)の規 定による負担金及び労働者 災害補償保険法(昭和22年 法律第50号。以下「労災保 険法」という。)の規定に よって事業主が負担する保 険料を整理する。
				労災補償費	労働基準法(昭和22年法律 第49号)により事業者が補 償すべきことが定められて いる災害について労災保険 法による給付がない場合に おいて事業主が補償するた めに要した金額を整理す る。
				健康診断費	定期健康診断費を整理す る。雇入の際に行う健康診

				断経費は、一般管理費の「雑費」に整理する。
		厚生福利費	保健費	診療所費、生活福利費その他安全衛生に関する費用を整理する。
		賃金		定数内職員以外の者に対する給与及びこれに準ずるものを整理する。
		潤滑油脂費		機械の潤滑油脂に関する費用を整理する。ただし、変圧器油及び開閉器油は「修繕費」に、船舶、自動車等に使用する油類、灯火、暖房用油類は「消耗品費」にそれぞれ整理する。
		消耗品費		被服費、什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書印刷費、燃料費等を整理する。
		建物修繕費		消耗品の修繕費を含む。 「水力発電設備」の「建物」の修繕に要する費用で、自己の工事材料、消耗品等の物品を使用した場合の材料費等、請負業者への支給材料費、請負業者に支払った請負代価、修繕工事のために支出した賃金、補償費、雑費等を整理する。
		構築物修繕費		「水力発電設備」の「構築物」の修繕に要する費用を整理する。
		機械装置修繕費		「水力発電設備」の「機械装置」の修繕に要する費用を整理する。
		雑修繕費		「水力発電設備」の「土地」、「水源かん養林」、「諸装置」及び「備品」の修繕に要する費用を整理する。
		補償費		定期的又は臨時的補償料及び賠償費を整理する。ただし、建設工事又は修繕工事に係るものは、当該建設費

		賃借料		又は修繕費に整理する。 これらに関連する受入保険金は貸方に計上する。 水力発電のために他人の資産を使用した場合の使用料、賃借料等を整理する。
		委託費	借地借家料 雑賃借料	委託運転費及び雑委託費を整理する。
		損害保険料 交付金		国有資産等所在市町村交付金法（昭和32年法律第82号）に基づき所在市町村に交付する交付金を整理する。
		通信運搬費		通信料及び運搬代を整理する。
		旅費 寄附金 会議費 分担金 雑費		他の節に該当しない委託費、交際費、食糧費、広告費、雑費等を整理する。
		雑損		棚卸評価損等電気事業の運営に伴って通常発生する損失で他の節に該当しないものを整理する。
		減価償却費	普通償却 特別償却	
		固定資産除却費	除却損	除却に関して直接要した賃金、消耗品費及び諸費を含む。
		共有設備費 分担額	除却費	共有の相手方に支払った分担金を整理する。
		共有設備費 分担金（貸方）		共有の相手方から受け入れた分担金を整理する。
		賞与引当金 繰入額		

		修繕引当金 繰入額 特別修繕引 当金繰入額 その他引当 金繰入額 (何) 風力 発電費 給料 手当 管理職手当 初任給調整 手当 扶養手当 通勤手当 特殊勤務手 当 時間外勤務 手当 期末手当 勤勉手当 給料手当振 替額(貸 方) 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金 潤滑油脂費 消耗品費 建物修繕費 構築物修繕 費 機械装置修 繕費 雑修繕費 補償費	「水力発電費」の同節及び 細節に準じて整理する。 実支払額 引当額 職員共済組 合費 労災保険料 労災補償費 健康診断費 保健費
--	--	---	---

		賃借料	借地借家料 雑賃借料	
		委託費		
		損害保険料		
		交付金		
		通信運搬費		
		旅費		
		寄附金		
		会議費		
		分担金		
		雑費		
		雑損		
		減価償却費	普通償却 特別償却	
		固定資産除却費	除却損 除却費	
		共有設備費 分担額		
		共有設備費 分担金（貸方）		
		賞与引当金 繰入額		
		修繕引当金 繰入額		
		特別修繕引 当金繰入額		
		その他引当 金繰入額		
	(何) 太陽 光発電費			「水力発電費」の同節及び 細節に準じて整理する。
		給料 手当	管理職手当 初任給調整 手当 扶養手当 通勤手当 特殊勤務手 当 時間外勤務	

			手当
			期末手当
			勤勉手当
		給料手当振替額（貸方）	
		退職給付費	
			実支払額
		法定福利費	引当額
			職員共済組合費
			労災保険料
			労災補償費
			健康診断費
		厚生福利費	
			保健費
		賃金	
		潤滑油脂費	
		消耗品費	
		建物修繕費	
		構築物修繕費	
		機械装置修繕費	
		雑修繕費	
		補償費	
		賃借料	
			借地借家料
			雑賃借料
		委託費	
		損害保険料	
		交付金	
		通信運搬費	
		旅費	
		寄附金	
		会議費	
		分担金	
		雑費	
		雑損	
		減価償却費	
			普通償却
			特別償却
		固定資産除却費	

			除却損 除却費	
		共有設備費 分担額 共有設備費 分担金（貸 方） 賞与引当金 繰入額 修繕引当金 繰入額 特別修繕引 当金繰入額 その他引当 金繰入額		
	(何) 送電 費			節及び細節は、下記のとおり区分し、「水力発電費」の同節及び細節に準じて整理する。
		賃金 消耗品費 建物修繕費 構築物修繕 費 機械装置修 繕費 雑修繕費 補償費 賃借料		
			借地借家料 線路使用料	他人の所有する電線路を使用して送電し、又は通信するための電線使用料、他人の所有する電柱に送電線路を共架する場合の共架料等を整理する。
			電柱敷地料	電柱を設置するために他人の土地を使用する場合の賃借料を整理する。
			線下補償料	送電線路の通過のために、その線下の土地を制限し、又は阻害する場合に契約に基づいて継続的に支払う補償料を整理する。
			雑賃借料	

		委託費		設備の保守を委託した場合の費用を整理する。
		損害保険料		
		交付金		
		雑損		
		減価償却費		
		固定資産除却費		
		修繕引当金		
		繰入額		
		特別修繕引当金繰入額		
		その他引当金繰入額		
	一般管理費			節及び細節は、下記のとおり区分し、「水力発電費」の同節及び細節に準じて整理する。
		給料		
		手当		
		給料手当振替額（貸方）		
		退職給付費	実支払額	
			引当額	
		法定福利費		
		厚生福利費		
		賃金		
		消耗品費		
		建物修繕費		「業務設備」の「建物」の修繕に要する費用を整理する。
		構築物修繕費		「業務設備」の「構築物」の修繕に要する費用を整理する。
		機械装置修繕費		「業務設備」の「機械装置」の修繕に要する費用を整理する。
		雑修繕費		「業務設備」の「土地」及び「備品」の修繕に要する費用を整理する。
		補償費		
		賃借料	借地借家料	

			雑賃借料	
		委託費 損害保険料 養成費		職員の養成に要する費用を整理する。
		研究費		委託技術研究費用その他の研究のために要する費用を整理する。
		交付金 通信運搬費 旅費 寄附金 会議費 分担金 雑費 雑損 減価償却費 固定資産除却費 建設分担関連費振替額(貸方)		普通償却のみを整理する。
		附帯事業費 分担関連費 振替額(貸方) 賞与引当金 繰入額 修繕引当金 繰入額 特別修繕引当金繰入額 貸倒引当金 繰入額 その他引当金繰入額		電気事業会計規則第40条の規定によって固定資産勘定に配付された金額のうち建設に間接に関連して要したものを整理する。
	財務費用	資産減耗費		
		支払利息		
		企業債利息 一般長期借		

	附帯事業費用 事業外費用	雑損失	入金利息 他会計借入金利息 一時借入金利息 雑利息 建設中利子振替額（貸方）		電気事業会計規則第8条の規定によって固定資産勘定へ振り替えられた金額を整理する。
	特別損失	消費税 固定資産売却損 減損損失 災害による損失 過年度損益修正損 その他特別損失	建設準備勘定償却費 固定資産売却原価 事業外固定資産管理費 財産偶発損 物品売却原価 その他雑損失		災害損失償却費、有価証券売却損等を整理する。 1件100万円以上のものを整理する。

鳥取県営工業用水道事業勘定科目

資産の部

1 固定資産

科目	款	項	目	節	備考
固定資産	有形固定資産				

	<p>無形固定資産</p> <p>投資その他の資産</p>	<p>リース資産 減価償却累計額 建設仮勘定</p> <p>その他有形固定資産 その他有形固定資産減価償却累計額</p> <p>水利権 借地権 地上権 特許権 施設利用権 電話加入権 リース資産</p> <p>投資有価証券 出資金 長期貸付金</p> <p>一般貸付金 他会計貸付金 職員貸付金</p> <p>貸倒引当金 基金 長期前払消費税 その他投資 減価償却累</p>			<p>産を整理する。 契約の諸条件に照らして物件の所有権が借主に移転すると認められないもの及び通常費用処理する資産又はリース期間が1年以内のものを除く。</p> <p>「固定資産」の項及び目に準じて整理する。</p> <p>「有形固定資産」の同項に準ずる。</p> <p>契約期間1ケ年を超える貸付金をいう。</p> <p>口別に整理する。</p>
--	-------------------------------	---	--	--	--

		計額				
<u>2 流動資産</u>						
科目	款	項	目	節	備考	
流動資産	現金・預金	現金				
		預金				
	未収金	営業未収金				
		営業外未収金				
		その他未収金				
		貸倒引当金				
	有価証券					一時の投資の目的をもって所有する市場性のある有価証券をいう。
	受取手形					
	貸倒引当金					
	貯蔵品					
	短期貸付金	一般短期貸付金				
		他会計貸付金				
		職員貸付金				
貸倒引当金						
	前払費用	未経過保険料				
		その他前払費用				
前払金		前渡資金				
		概算金				
		前払金				
未収収益						
	貸倒引当金					
	その他流動資産					

負債の部

3 固定負債

科目	款	項	目	節	備考
固定負債	企業債				

	建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他の企業債			
他会計借入金				
	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金			
リース債務 引当金				
	退職給付引当金 特別修繕引当金 その他引当金			簡便法により計上する。
その他固定負債				

4 流動負債

科目	款	項	目	節	備考
流動負債	一時借入金 企業債				
		建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他の企業債			
	他会計借入金				
		建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金			

リース債務 未払金	営業未払金 その他未払金				
未払費用 前受金	営業前受金 営業外前受金 その他前受金				
前受収益 引当金	退職給付引当金 賞与引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 その他引当金				簡便法により計上する。
その他流動 負債					

5 繰延収益

科目	款	項	目	節	備考
繰延収益	長期前受金 長期前受金 収益化累計額				

資本の部

6 資本金

科目	款	項	目	節	備考
資本金	資本金	固有資本金 繰入資本金 組入資本金			

7 剰余金

科目	款	項	目	節	備考
剰余金	資本剰余金	受贈財産評価額			

	利益剰余金	寄附金 その他資本 剰余金 減債積立金 利益積立金 その他積立 金 当年度未処 分利益剰余 金 (当年度未 処理欠損 金)			繰越利益剰 余金年度末 残高 (繰越欠損 金年度末残 高) 当年度純利 益 (当年度純 損失)
--	-------	---	--	--	--

収益の部

8 収益

科目	款	項	目	節	備考
収益	工業用水道 事業収益	営業収益	給水収益 受託工事収 益 その他の営 業収益	材料売却収 益 手数料 雑収益	
		営業外収益	受取利息及 び配当金	預金利息 基金利息	

		特別利益	貸付金利息 有価証券利息 利息 配当金 他会計補助金 長期前受金 戻入 雑収益 消費税還付金 固定資産売却益 過年度損益 修正益 その他特別利益	有価証券売却収益 不用品売却収益 その他雑収益	1項目100万円以上のものを整理する。
--	--	------	--	-------------------------------	---------------------

費用の部

9 費用

科目	款	項	目	節	備考
費用	工業用水道事業費用	営業費用	原水費	報酬 給料 手当 賃金 退職給付費 (実支払額) 退職給付費 (引当額)	水源かん養及び原水の取入に係る設備の維持及び作業に要する費用

			法定福利費
			旅費
			被服費
			備用品費
			燃料費
			光熱水費
			印刷製本費
			通信運搬費
			委託料
			手数料
			賃借料
			修繕費
			路面復旧費
			動力費
			薬品費
			材料費
			補償費
			負担金
			損害保険料
			交付金
			賞与引当金
			繰入額
			修繕引当金
			繰入額
			特別修繕引
			当金繰入額
			その他引当
			金繰入額
			雑費
		浄水費	
		配水費	
		給水費	
		受託工事費	
		業務費	
		総係費	
			退職給付費
			(実支払
			額)
			退職給付費
			(引当額)
			研修費
			諸謝金
			報償費
			貸倒引当金
			繰入額

			減価償却費	その他引当 金繰入額	
				有形固定資 産減価償却 費	
			資産減耗費	無形固定資 産減価償却 費	
				固定資産除 却費	
			その他営業 費用	たな卸資産 減耗費	
		営業外費用		材料売却原 価 雑支出	
			支払利息及 び企業債取 扱諸費	企業債利息 一時借入金 利息	
				企業債手 数料及び取扱 費	
			雑支出	不用品売却 原価	
				その他雑支 出	
		特別損失	消費税		1項目100万円以上のものを整理する。
			固定資産売 却損		
			減損損失		
			災害による 損失		
			過年度損益 修正損		
			その他特別		

			損失		
--	--	--	----	--	--

(注) 浄水費、配水費、給水費、受託工事費、業務費及び総係費の節は、上記のほか原水費の節による。

鳥取県営埋立事業勘定科目

資産の部

1 固定資産

科目	款	項	目	節	備考
固定資産	有形固定資産	土地			
		建物			
		建物減価償却累計額			
		構築物			
		構築物減価償却累計額			
		機械及び装置			
		機械及び装置減価償却累計額			
		車両運搬具			
		車両運搬具減価償却累計額			
		船舶			
		船舶減価償却累計額			
		工具器具及び備品			
		工具、器具及び備品減価償却累計額			
		リース資産			ファイナンス・リース取引の目的となっている借入資産を整理する。 契約の諸条件に照らして物件の所有権が借主に移転すると認められないもの及び通常費用処理する資産又はリース期間が1年以内のものを除く。
		リース資産			

	無形固定資産	減価償却累計額 その他有形固定資産 その他有形固定資産減価償却累計額			
	投資その他の資産	水利権 借地権 地上権 電話加入権 リース資産 その他無形固定資産 投資有価証券 出資金 長期貸付金 貸倒引当金 基金 長期前払消費税 その他投資 減価償却累計額	一般貸付金 他会計貸付金		「有形固定資産」の同項に準ずる。

2 土地造成

科目	款	項	目	節	備考
土地造成	完成土地	何地区土地			
	未成土地	何地区事業費	補償費 用地費	補償費	

			買収費 補償費	
		埋立費	埋立工事費 附帯工事費	
		諸設備費	護岸設備 鉄道設備 道路設備 橋りょう設 備 その他設備	
		直接経費		
	総係費 建設利息 仮設備			
		土地 建物 構築物 機械 備品 その他仮設 備		
	仮設備費用			
		土地 建物 構築物 機械 備品 その他仮設 備		
	工事用材料 雑支出 雑収入			

3 流動資産

科目	款	項	目	節	備考
流動資産	現金・預金	現金 預金			
	未収金	営業未収金 営業外未収 金 その他未収			

貸倒引当金 有価証券 受取手形 貸倒引当金 貯蔵品 短期貸付金 前払費用 前払金 繰延年賦売却損 未収収益 貸倒引当金 その他流動資産	金 一般貸付金 他会計貸付金 前払保険料 その他前払費用	割賦分譲契約の締結によって生じる売却損相当額を計上し、分譲代金収納時に土地売却原価に振り替える。
--	--	--

負債の部

4 固定負債

科目	款	項	目	節	備考
固定負債	企業債 他会計借入金 リース債務 引当金	建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他の企業債 建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金			

	退職給付引当金 特別修繕引当金 その他引当金		簡便法により計上する。
その他固定負債			

5 流動負債

科目	款	項	目	節	備考
流動負債	一時借入金 企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他の企業債			
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金			
	リース債務未払金	営業未払金 その他未払金			
	未払費用前受金	営業前受金 営業外前受金 その他前受金			
	前受収益引当金	退職給付引当金 賞与引当金			簡便法により計上する。

	繰延年賦売却益 その他流動負債	修繕引当金 特別修繕引当金 その他引当金			割賦分譲契約の締結によって生じる売却益相当額を計上し、分譲代金収納時に土地売却益に振り替える。
--	------------------------	----------------------------	--	--	---

6 繰延収益

科目	款	項	目	節	備考
繰延収益	長期前受金 長期前受金 収益化累計額				

資本の部

7 資本金

科目	款	項	目	節	備考
資本金	資本金				

8 剰余金

科目	款	項	目	節	備考
剰余金	資本剰余金 利益剰余金	再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 補助金 その他資本剰余金 減債積立金 利益積立金 その他積立金 当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)			繰越利益剰

			余金年度末 残高 (繰越欠損 金年度末残 高) 当年度純利 益 (当年度純 損失)	
--	--	--	---	--

収益の部

9 収益

科目	款	項	目	節	備考
収益	埋立事業収 益	営業収益	土地売却収 益 受託工事収 益 その他営業 収益		
		営業外収益	受取利息及 び配当金	預金利息 基金利息 貸付金利息 有価証券利 息 配当金	
			他会計補助 金 補助金 長期前受金 戻入 雑収益		
			消費税還付 金	有価証券売 却収益 不用品売却 収益 その他雑収 益	

	特別利益		1 項目100万円以上のものを整理する。
	固定資産売却益		
	過年度損益		
	修正益		
	その他特別利益		

費用の部

10 費用

科目	款	項	目	節	備考
費用	埋立事業費用	営業費用	土地売却原価	何地区	
			受託工事費		
			一般管理費		
				給料	
				手当	
				賞与引当金	
				繰入額	
				賃金	
				報酬	
				法定福利費	
				退職給付費	
				(実支払額)	
				退職給付費	
				(引当額)	
				備用品費	
				厚生福利費	
				報償費	
				旅費	
				被服費	
				光熱水費	
				燃料費	
				食糧費	
				印刷製本費	
				測量調査費	
				修繕費	
				修繕引当金	
				繰入額	

			特別修繕引当金繰入額	
			土地維持管理費	
			保険料	
			賃借料	
			通信運搬費	
			委託料	
			手数料	
			研修費	
			補償費	
			貸倒引当金繰入額	
			その他引当金繰入額	
			雑費	
			減価償却費	
			資産減耗費	
		その他営業費用		
	営業外費用			
		支払利息及び企業債取扱諸費		
			企業債利息	
			長期借入金利息	
			一時借入金利息	
			企業債手数料及び取扱費	
		雑支出		
			不用品売却原価	
			その他雑支出	
		消費税		
	特別損失			
		固定資産売却損		
		減損損失		
		災害による損失		
				1項目100万円以上のものを整理する。

			過年度損益 修正損 その他特別 損失	
--	--	--	-----------------------------	--

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第14条、第27条、第66条関係)

調 定 回 議 書

起案責任者						(内線番号)
起案日	平成 年 月 日	調定日	平成 年 月 日	決裁日	平成 年 月 日	
決裁	(所属名)					
審査	(所属名)					

平成 年度	(事業会計名)	調定番号
-------	---------	------

伝票番号	未収計上		
借 方	貸 方		
所属			
予算科目	予算区分 款 項 目 大 事 項 小 事 項 節 細 節 細 々 節		
	金額		
勘定科目1	款 項 目 節 細 節 金 額	款 項 目 節 細 節 金 額	
勘定科目2	セグメント	款 項 目 節 細 節 金 額	
	消費税区分	消費税額	税抜額
		予算残額	
		執行残額	

摘要	
----	--

相手方 住所 名称	
-----------------	--

備考	
----	--

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

第3号様式（第7条、第10条、第17条、第66条関係）

収 入 帳 票

起案責任者						(内線番号)
起案日	平成 年 月 日	収納日	平成 年 月 日	決裁日	平成 年 月 日	

決裁	(所属名)									
審査	(所属名)									

平成 年度	(事業会計名)	伝票番号
-------	---------	------

調定年度	平成 年度	調定番号	未収計上
	借 方		貸 方
	所属		
予算科目			
勘定科目1	款 項 目 節 細 節 金 額		款 項 目 節 細 節 金 額
勘定科目2			
	調定日	平成 年 月 日	調定現額
	セグメント		収納済額

摘要	
----	--

相手方 住所 名称	
-----------------	--

第4号様式(第7条、第10条、第18条、第26条、第66条関係)

支 出 回 議 書 (支 出 帳 票)

起案責任者						(内線番号)
起案日	平成 年 月 日	支出命令日	平成 年 月 日	決裁日	平成 年 月 日	

決裁	(所属名)									
審査	(所属名)									

平成 年度	(事業会計名)	支出命令番号	
-------	---------	--------	--

伝票番号	借 方	未払計上	支払予定日	平成 年 月 日
			貸 方	
予算科目	所属 予算区分 款 項 目 大事項 小事項 節 細節 細々節			
	金額			
勘定科目 1	款 項 目 節 細節 金額		款 項 目 節 細節 金額	
勘定科目 2	款 項 目 節 細節 金額		セグメント	
	消費税区分	消費税額	税抜額	
	支出命令額	控除命令額	差引支払額	
	負担行為番号	予算残額	執行残額	
	支出区分		支払方法	
	請求日		請求書番号	

摘要	
----	--

支払先 住所 名称 振込先口座	
--------------------------	--

第 8 号様式を次のように改める。

第 8 号様式（第 7 条、第 27 条、第 42 条、第 62 条、第 66 条関係）

科 目 振 替 回 議 書 (振 替 帳 票)

起案責任者						(内線番号)
起案日	平成 年 月 日	振替日	平成 年 月 日	決裁日	平成 年 月 日	

決 裁	(所属名)									
審 査	(所属名)									

平成 年度	(事業会計名)	伝票番号	
-------	---------	------	--

起案所属					
起票処理種別					
		借 方		貸 方	
予 算 科 目	所属			所属	
	予算区分 款 項 目 大 事 項 小 事 項 節 細 節 細 々 節			予算区分 款 項 目 大 事 項 小 事 項 節 細 節 細 々 節	
	金額			金額	
勘 定 科 目 1	款 項 目 節 細 節			款 項 目 節 細 節	
	金額			金額	
勘 定 科 目 2	款 項 目 節 細 節			款 項 目 節 細 節	
	金額			金額	
	消費税区分			消費税区分	
	消費税額			消費税額	
	税抜額			税抜額	
	予算残額			予算残額	
	セグメント			セグメント	

摘要	
----	--

備考	
----	--

第10号様式から第12号様式までを次のように改める。

第10号様式(第10条、第66条関係)

総 勘 定 元 帳

平成 年度
(事業会計名)
平成 年 月分

(単位：円)

款	項	目	節	細節	
日	摘 要	残 高	借 方	貸 方	残 高
月 計					
累 計					

第11号様式(第10条、第10条の2、第66条関係)

収 入 予 算 整 理 簿

平成 年度
(事業会計名)
平成 年 月
(所属名)
予算区分

(単位：円)

科目名	当初予算額	補正額 流用・充当額	予算現額 配当現額	調定額 (当月) 調定額 (累計)	収納済額(当月) 収納済額(累計)	執行額 (当月) 執行額 (累計)	執行残高 執行率

第12号様式(第10条、第10条の2、第66条関係)

支 出 予 算 整 理 簿

平成 年度
(事業会計名)
平成 年 月
(所属名)
予算区分

(単位：円)

科目名	当初予算額	補正額 流用・充当額	予算現額 配当現額	負担行為額(当月) 負担行為額(累計)	支払済額(当月) 支払済額(累計)	執行額(当月) 執行額(累計)	執行残高 執行率

第20号様式を次のように改める。

第20号様式（第10条、第10条の2、第66条関係）

工 事 台 帳 (1)

平成 年 月 日

起 工 年 度		工事番号		負担行為番号		入札(見種)		工事委託区分	
工 事 名					契約年月日		執行区分		
工 事 場 所					着 工		分割発注		
工 種					完 了		支払方法		
執 行 課 所					実地完了				
					完成届受理		リサイクル法		
					検 査 完 了				
事 業 名					総括監督員				
					主任監督員				
契 約 種 別		入札回数			一般監督員(1)				
根拠法令(起工事由)					一般監督員(2)				
					一般監督員(3)				
請 負 者					主任技術者				
					監理技術者(増員)				
					現場代理人				
契 約 保 証					管理技術者				
					照査技術者				
					円				
区 分									
事業費									
工事費									
本工事費									
附帯工事費									
測量試験費									
用地補償費									
用地費									
補償費									
補償工事費									
その他補償費									
機械器具費									
営繕費									
工事雑費									
事務費									
請負対象額		工事概要		工事概要		工事概要		工事概要	
(うち消費税額)	()		()		()		()		
請 負 金 額									
(うち消費税額)	()		()		()		()		
変更増減額									
設 計 工 期									
変更契約日									
請 負 比 率									

工 事 台 帳 (2)

起 工 年 度		工事番号		負担行為番号		工 事 概 要	
工 事 名						記 事	
執 行 課 所							
支 払 状 況							
年月日	支払区分	出来形	支払金額	代理受領支払額			
検 査 状 況							
年月日	検査区分	出来形	工事成績	ランク	検査員		
下 請 業 者 情 報							
年月日	下請業者名・代表者名			配分	請負配分金額		
工 事 履 歴							
年月日	内容	コメント			委任状 受 理	年月日 受任者 金 額	
					設計書番号		

第24号様式を次のように改める。

第24号様式(第15条、第16条、第16条の2、第17条、第25条、第31条、第33条の2、第66条関係)

振込依頼票	領収済通知書	納入通知書・領収書
様	様	様
平成 年度 (事業会計名)	平成 年度 (事業会計名)	平成 年度 (事業会計名)
調定番号	調定番号	調定番号
担当課	担当課	担当課
金額 円	金額 円	金額 円
摘要	摘要	摘要
款 項 目 大事項 小事項 節 細節 細々節 税区分	款 項 目 大事項 小事項 節 細節 細々節 税区分	款 項 目 大事項 小事項 節 細節 細々節 税区分
上記の金額を領収したので通知します。 平成 年 月 日 銀行 店 鳥取県企業局企業士納員 様	上記の金額を領収したので通知します。 平成 年 月 日 銀行 店	納期限 上記の金額を納期限までご納入して下さい。 納付場所 平成 年 月 日 鳥取県知事 上記の金額を領収しました。 平成 年 月 日 銀行 店
テレ為替扱 振込先	テレ為替扱 回送先	
(金融機関保管)	(保管)	(納入者保管)

第28号様式を次のように改める。

第28号様式(第26条、第66条関係)

支払日計表

平成 年度
(事業会計名)
平成 年 月 日

(単位:円)

支払方法	件数	支払額
合計		

小切手番号	金額

第33号様式を次のように改める。

第33号様式(第10条の2、第66条関係)

現金出納簿

平成 年度
 (事業会計)
 平成 年 月分
 全所属

(単位:円)

勘定科目	款 節		項 細節		目	
------	--------	--	---------	--	---	--

日	伝票番号	摘要内容	相手所属 相手科目	借 方	貸 方	残 高

第35号様式及び第36号様式を次のように改める。

第35号様式(第18条、第66条関係)

支 出 負 担 行 為 書

起案責任者						(内線番号)
起案日	平成 年 月 日	負担行為日	平成 年 月 日	決裁日	平成 年 月 日	

決 裁	(所属名)									
審 査	(所属名)									

平成 年度	(事業会計名)	負担行為番号	
-------	---------	--------	--

予 算 科 目	所 属				
	予算区分 款 項 目 大事項 小事項 節 細節 細々節				
	セグメント			金額	
	消費税区分		消費税額	税抜額	
				負担行為額	
				予算現額	
				予算残額	

摘 要	
-----	--

債権者 住所 名称	
-----------------	--

備 考	
-----	--

第36号様式(第7条、第10条、第18条、第26条、第66条関係)

支出負担行為兼支出回議書(支出帳票)

起案責任者	(内線番号)										
起案日	平成 年 月 日	負担行為日	平成 年 月 日	決裁日	平成 年 月 日						
決裁	(所属名)										
審査	(所属名)										

平成 年度		(事業会計名)			支出命令番号							
伝票番号		借 方			未払計上		貸 方		支払予定日		平成 年 月 日	
予算科目	所属											
	予算区分 款 項 目 大事項 小事項 節 細節 細々節											
	金額											
勘定科目1	款 項 目 節 細節						款 項 目 節 細節					
	金額						金額					
勘定科目2	款 項 目 節 細節											
	金額						セグメント					
	消費税区分				消費税額			税抜額				
	支出命令額				控除命令額			差引支払額				
	負担行為番号				予算残額			執行残額				
	支出区分						支払方法					
	請求日						請求書番号					

摘要	
----	--

支払先 住所 名称 振込先口座	
--------------------------	--

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県企業局財務規程の規定は、平成26年度以後の鳥取県営企業の会計について適用する。

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第2号

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年鳥取県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前				
(管理職手当) 第14条 管理職手当の支給を受ける職員の職は、別表第2の第1欄に掲げる組織に応じ、それぞれ同表の第2欄に定める職（知事がこれに相当すると認める職を含む。以下この条において同じ。）とし、 <u>当該職を占める職員に対する管理職手当の額については、当該職及び当該職員の属する職務の級に係る同表の第4欄に定める区分に応じ、給与条例の適用を受ける職員の例による。</u>				(管理職手当) 第14条 管理職手当の支給を受ける職員の職は、別表第2の第1欄に掲げる組織に応じ、それぞれ同表の第2欄に定める職（知事がこれに相当すると認める職を含む。以下この条において同じ。）とし、 <u>これらの職を占める職員に対する管理職手当の額は、同欄に掲げる職の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる職務の級の区分に対応する同表の第4欄に定める額とする。</u>				
別表第2（第14条、第14条の2関係）				別表第2（第14条、第14条の2関係）				
組織	職	職務の級	区分	組織	職	職務の級	管理職手当月額	
本局	局長	9級	1種	本局	局長	9級	121,400円	
		8級	2種			8級	87,600円	
	次長	8級	2種	本局	次長	8級	87,600円	
	課長	7級	3種			課長	7級	66,000円
		6級	3種				6級	62,000円
事務所	所長	7級	3種	事務所	所長	7級	66,000円	
		6級	3種			6級	62,000円	

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。